

アルジェリア
税務・会計制度ハンドブック

2015年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2015年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Deloitte LLP
Al Fattan Currency House -
Building 1
Dubai International Financial
Centre
Dubai, P.O. Box 282056
United Arab Emirates
Tel: +971 (4) 5064700
Fax: +971 (4) 3273637
www.deloitte.com



目次

I. 主な税制	1
1. 納税主体事業体／個人	1
2. I-1 に適用される直接税および間接税	1
3. I-2 記載の税の法的根拠	2
4. 課税年度	2
II. 法人税	3
1. 税率	3
2. 課税対象範囲	4
3. 課税所得	4
4. ほかの事業利益に対する課税	5
5. 各種役務契約に基づく利益／報酬に対する課税	6
6. 国外源泉所得に対する課税	7
7. 資産の評価	7
9. 税制優遇策	10
10. 欠損金の繰越制度	11
11. 源泉徴収税	11
12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー	12
13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る税制	12
III. 個人に対するその他の税金	13
1. 個人所得に係る税制	13
2. 個人に係るその他の税金	13
4. その他の税金	15
IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約	15
1. 法人税	15
2. 個人所得にかかわる税金	17
3. VAT	18
4. 租税回避防止規定	19
5. 二重課税回避のための協約	19
V. 報告義務および監査報告	20
1. 申告する書類および記録	20
2. 認められた会計実務	20
3. 会計監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書	20
4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書	21
5. 公認監査人の雇用	21
添付 1 (Annex 1)	22
添付 2 (Annex 2)	23

I. 主な税制

1. 納税主体事業体／個人

1) 事業体

法人組織が得た利益は法人利益に係る年次税の対象となる。

パートナーシップ、匿名パートナーシップ、株式会社を形成しない専門家民事パートナーシップは、理論的には法人所得税（CIT）の対象ではないが、本課税方式を選択することができる。その他の事業体で投資信託（*Organismes de placement Collectif en valeurs mobilières* – “OPCVM”）のようなものは、この課税システム（法人所得税）を選択できない。

対象となる利益とはアルジェリア国内で実現された利益もしくは収入である。特定のライセンスを持つ居住法人は原則として、行った事業活動により付加税の対象となるが一般法制の下の課税の対象にとどまる。

アルジェリアにおける外国法人の存在の形態は以下のいずれかのかたちとなる。：

- a) 暫定：アルジェリア企業もしくはアルジェリア当局と結んだサービスコントラクト、もしくは建設契約の遂行のために恒久的施設（プロジェクト・オフィス Project Office）として存在する外国法人。または外国企業の企業活動の宣伝のための駐在員事務所の設立する外国法人。
- b) 恒久的：有限責任会社 ‘SARL’および株式会社 ‘SPA’を含むアルジェリアの法律の規定の下でアルジェリア法人を設立して居住法人と同じ条件で存在する外国法人。

2) 個人

税務の観点から、納税の責任を負う個人は、専門職に就いているか商業活動に従事している者、ならびにパートナーシップ、民事パートナーシップおよび匿名パートナーシップなどのパートナーシップの構成員で法人の負債を無限に共同して責任を負う者である。それらは居住者と非居住者という主要な二つのグループからなる。

2. I-1 に適用される直接税および間接税

直接税

- ・法人組織が得た利益は法人利益に係る年次税の対象となる（CIT—アルジェリアではIBSとして知られている）。
- ・パートナーシップ、匿名パートナーシップ、株式会社を形成しない専門家民事パートナーシップは理論的には法人所得税の対象ではないが本課税方式を選択することができる。
- ・その他の事業体で例えば投資信託（*Organismes de placement Collectif en valeurs mobilières* – “OPCVM”）は、この課税システムを選択できない。対象となる利益とは、アルジェリア国内で実現された利益もしくは収入である。
- ・法人所得税に加えて事業活動への課税（*taxe sur l'activité professionnelle* – “TAP”）2%は、直接税とみなされる。

間接税

VATに加えて特定の活動の実行、例えばタバコの販売に適用されるその他の間接税もある。

3. I-2 記載の税の法的根拠

アルジェリア税法は、法人が従事している活動の形態により、異なる税制度による場合もあるが、すべての非居住外国法人は、アルジェリアを源泉とする所得に課税されなければならないと規定している。

上記の規定の下でアルジェリア国民またはアルジェリアに物理的な住居を有する外国人は、アルジェリアおよび外国のすべての所得（全世界所得の概念）が個人所得税（IRG）の対象となる。

それらはアルジェリア法の下、無制限での納税義務の対象となる。居住地がアルジェリア国外にある者はアルジェリア源泉所得に対してのみ個人所得税（IRG）の納税義務がある。それらはアルジェリア法の下、有限の納税義務の対象となる。

4. 課税年度

法人所得税（CIT）は3回の予定納税の支払いがある。各回の支払いは以下のとおり。

- ・最初の支払いは2月20日から3月20日までの間
- ・第2回の支払いは5月20日から6月20日までの間
- ・第3回の支払いは10月20日から11月20日までの間

残りの法人所得税の残高（その年度の年税額と予定納税額との差額）は、当局の通知なしに（自主的に）遅くとも毎年の納税申告書パッケージの提出日（すなわち、4月30日）までに支払われなければならない。

サービスプロバイダーである外国法人は、サービス提供契約の調印後1カ月以内に税務当局に登録し、一定の税務申告義務を満たす必要がある。すなわち、外国法人はその従業員がアルジェリアで仕事を行うことにより受け取った給与を申告し、これらの給与にかかわる税金を支払わなければならない。

税務登録

- ・居住法人および外国法人の恒久的施設（建設もしくはEPC契約）は、一般税制の対象となる。すなわち、登録は活動開始後30日以内になされなければならない。
- ・源泉税（WHT）制度の対象となる役務契約を履行する外国法人は、役務契約調印後30日以内に登録がされなければならない。一般税制を選択する場合は、役務契約調印から遅くとも15日以内に登録がなされなければならない。

毎年の税金

- ・法人所得税の課税標準は、法人のすべての課税対象取引から生ずる税引前の純利益である。それは、通常の法人の活動に起因する利益および補助的、臨時的業務（例えば、資産譲渡、財務収益、営業外収益など）からの利益も含まれる。
- ・法人所得税は、上述のとおり3分割の予定納税で支払われ、その額は、前年もしくは直近の課税期間の法人所得税額の30%で計算される。

- ・新規設立の法人に対する法人所得税の予定納税は、資本金の5%を法人所得税額の30%として計算する。残りの残高は、通知なしに遅くとも毎年の納税申告書パッケージの提出日（すなわち、4月30日）までに支払われなければならない。
- ・赤字の場合、法人所得税の最低限の5,000アルジェリア・ディナール（DZD）が課せられる。
- ・欠損金は4年間の繰り越しができる。

外国の恒久的施設（以下、PE）の特例

一般法制度の下での外国法人のPEは予定納税を除き同じ取り扱いの対象となる、予定納税は、月次で当該月の受取額（毎月の現金化売上高）の0.5%を支払わなければならない。

II. 法人税

居住法人に対する法人所得税は、年次税引前の純利益に基づいて計算される。適用される租税条約が存在しない場合、法人が従事する活動の形態により異なる税制度の場合もあるが、国内法は、アルジェリア内のすべての非居住法人は、アルジェリア源泉の収益に課税されるべきであると規定している。

現行の事業を行っているすべての非居住法人に適用している源泉徴収制度は、役務提供者だけに適用される。建設工事やEPC契約は実質所得制度（すなわち、法人所得税の対象）により課税対象とされる。

租税条約が適用される場合には、これらの税制に対して何らかの調整が行われる。しかし、法人税は法人の活動の内容に基づいており租税条約の適用対象とならない。

1. 税率

居住企業には以下の法人税率が適用される。：

- ・19%、物品製造、建設業および公共事業ならびに観光事業
- ・19%、複数の事業を行う場合で、上記の事業の売上高が総売上高の50%を超えるときは、その純利益に対して適用する。
- ・25%、売買およびサービス事業
- ・25%、複数の事業を行う場合で、売買およびサービス事業の売上高が総売上高の50%を越えるものの純利益に対し適用する。

一定の場合、税は以下のように源泉徴収される。

- ・10%、債務証券、預金、保証債券からの収益に対し適用される。源泉徴収された金額は確定申告の際に税額控除として適用される。
- ・40%、匿名もしくは無記名証券、この税は最終の税となる。
- ・20%、管理契約の一部として企業により回収された金額に対する税率で、課税は源泉徴収により完了する。

- ・ 24%が以下に適用される。：
 - 市場サービスのための支払いとして、PE を持たない外国法人がアルジェリアで受け取った金額
 - アルジェリアで提供または使われた、あらゆる種類のサービスの報酬として支払われた金額
 - 特許ライセンスの実施または商標もしくは製造工程における、秘密の方法の権利の譲渡により、海外の発明家に支払われるロイヤルティー
- ・ 10%、外国の船会社から請求された金額に対する税率で、それらの帰属国がアルジェリアの船会社に課税する場合のもの。ただし、その国がより高い税率か低い税率を適用した場合には、相互主義の原則が適用される。

2. 課税対象範囲

アルジェリアに法的施設を持たない非居住の外国法人は、アルジェリアにおいて会計上の事業体（PE の概念と同様のもの）として扱われる "*establishment stable*" とみなされる。

PE の概念は、純粋に会計上の概念で法律上の検討対象とは全く異なる。この用語は例えば、商事会社、支店、駐在員事務所または集団のような法的実体の設立には適用されない。

PE は外国企業が締結した契約を遂行するにあたり十分であり、別の法的実体の設立を必要としない。アルジェリアにおける主な PE 登録手続きは以下の手順が含まれる。

- ・ Direction of Big Companies (*Direction des Grandes Entreprises – DGE*)への役務契約の税務登録
- ・ 関連する社会的非営利団体との役務契約に係る社会保障の登録
- ・ 保障機関への登録 (*Caisse Nationale des Assurances Sociales – “CNAS”*)
- ・ CACOBAPTH 登録、PE が EPC または建設契約を締結する場合。CACOBAPTH は特定の社会保障掛金負担である。法人が建設活動または装置の取り付けを行う場合には、支払わなければならない。これは建設、土木工事、水力工事の際の特定の制度である有給休暇 (“paid leaves”)、および天候不順による失業 (“unemployment-bad weather”) と関連がある。(フランス語で言う *Caisse National des Conges Payes et du Chomage Intemperies des Secteurs du Batiment, Travaux Publics et Hydrauliques*. である。)

3. 課税所得

課税所得はその内容にかかわらず、期間中または企業活動の終了時に、企業の行った資産譲渡を含むすべての活動に関連して得られるものである。

課税所得は税効果を考慮して調整された税引前の会計上の所得を基準に決定される。

課税対象となる収益

営業収益：販売した商品価格、企業が提供した作業やサービスを含む収益。収益とは、取得された完全に実現した売掛金に関連するものである。

財務収益：財務収益は債務請求権からの利息および証券（株式、社債など）からの収益に関連するものである。

特別収益：再評価によるキャピタルゲインは課税対象となる。ただし、これらの利益に対して免除が適用される特定の立法措置がある場合を除く。当該キャピタル

ゲインは得られた付加価値に該当する。また、評価替えをした資産の処分は上記の法律の対象となる。

4. ほかの事業利益に対する課税

配当金

- a. アルジェリア法に基づき設立された法的事業体および居住個人に支払われた配当金
直接税法の規定によると、法人所得税の納税義務を負っている居住事業体の株主に分配された配当金は、それが申告された利益に基づくものであることを条件に、その配当を受け取った法人株主の法人所得税の課税標準には含まれない。個人の居住者は10%の源泉税の対象となり配当支払法人により源泉徴収される。
- b. 非居住事業体または非居住者である個人に支払われた配当金
非居住法人および個人に支払われた配当金は配当支払法人が源泉徴収する15%の源泉税の対象となる。適用される租税条約が存在する場合には税率が引き下げられる可能性がある。

キャピタルゲイン

事業活動に用いられている固定資産の譲渡および証券や株式の譲渡により実現したキャピタルゲインが、考慮の対象となる。

会社の資本の少なくとも10%の所有権を取得者にもたらす株式は、資本資産とみなされる。これらのキャピタルゲインは、非商業利益として課税される。ただし、合計課税所得を計算するにあたり、ほかの非商業収入と合算される前に特定の処理の対象となる。

資本資産に含まれる財貨の譲渡により実現したキャピタルゲインは、それが短期資産か長期資産かにより課税が異なる。それらは、譲渡した資産が3年以上前に取得されたものである場合は、長期資産とみなされる。売却が取得後3年以内に行われたものは短期資産とみなされる。

工業、商業、特殊技能に係る取引、農業もしくは専門家活動の枠組みの中で譲渡が行われる場合には、課税所得 (taxable earnings) に加えられる課税利益 (taxable gain) 金額は、キャピタルゲインのタイプを基に決められる。もし、短期的利益の場合は70%が課税所得に加えられ、長期的利益の場合は35%が課税所得に加算される。

リースに関して、リースバック契約に基づき、賃借人から貸貸人への資産の売却に伴うキャピタルゲインは、課税対象の利益に含まれない。

株式譲渡によるキャピタルゲインについては、2009年財政法 (Finance Act 2009) は、非居住者がアルジェリアで獲得したキャピタルゲインの課税を規定し、2009年1月1日以降、20%の源泉税よることとされている。

しかし、大多数の租税条約は、キャピタルゲインが譲渡人の居住国においてのみ課税されるとの条項が含まれている。適用される租税条約が存在する場合には、キャピタルゲインが実現した非居住者は、原則として租税条約の規定を行使することとなる。

居住個人が株式譲渡により得るキャピタルゲインには、15%の売却税 (discharge tax) の対象となる。しかし、個人の居住者が得たキャピタルゲインが再投資される場合には、課税が免除される。株式の引き受けによる再投資は、株式を取得するために使われた株式の売却から得られたキャピタルゲインに等しいものとなる。

ロイヤルティー

一般原則として、ロイヤルティーは 24%の源泉税の対象となる。

ソフトウェアのライセンス使用のために支払われるロイヤルティーについては、特例が適用され、そのように供給されたライセンスの使用のために支払われたロイヤルティーに適用される税率は、4.8%(80%の軽減)である。

適用可能な租税条約および OECD モデル条約によれば、ロイヤルティーが支払われた先の所有者が居住する国においてのみ、課税がなされる。アルジェリアの租税条約の大多数は、ロイヤルティーの定義を明確にして源泉税の軽減税率を設けている。

利息にかかる税金

一般原則として、アルジェリアにおいて利子の支払いは 10%の源泉税の対象となる。2009 年補正財政法 (Supplementary Finance Law in 2009) により、株式出資の特例を除き、法人の資金調達に国内資金に依らねばならなくなった。すなわち、対外債務および現金の前受金は禁止された (従って、海外からの借入れが禁止されているので、海外の貸出人に対する利子の支払いはない)。

5. 各種役務契約に基づく利益／報酬に対する課税

役務提供者：

役務提供サービス契約、例えば技術研究、監督、プロジェクト管理、または産業用資産の使用または使用権を実行する非居住外国法人は、サービスがアルジェリアで提供されまたは使用された場合、法人所得税、専門家活動に対する税金および VAT の代わりに 24%の源泉税の対象となる。

源泉税 24%を計算する課税標準は、サービス提供の請求金額の総額である。

EPIC 契約：

アルジェリアが締結した租税条約は、建設現場や組み立て場所が、租税条約で規定された期間 (3 カ月～6 カ月の間) を超えて存続する場合に PE になると規定している。外国法人がアルジェリアに PE を有するとみなされる場合、当該法人の PE に帰属する利益はアルジェリアにて課税される。

税務当局の解釈により契約の中の一定の部分は、アルジェリア内の PE に帰属しない (例、機器や物理的にアルジェリア国外で提給されたサービス)。

しかし、PE に帰属しないためには、それらの部分はほかの部分と切り離して、その法人の海外の本社から請求されなければならない。その場合には、その部分はアルジェリアではなく海外で課税される。

租税条約がない場合、EPC の契約総額がアルジェリアにて課税される。

6. 国外源泉所得に対する課税

一般原則および適用される租税条約の規定により、PEを持たない非居住外国法人が結ぶ契約により提供されたサービスは、法人所得税、専門家活動に対する税金およびVATすなわち、サービスに課されるすべての税金に代わるもの（3種類の税が一つになる）として、24%の源泉税の対象となる。従って、適用可能な租税条約の存在とDGEの実務によると、非居住法人が提供したサービスは以下の対象となる。

- ・アルジェリアで提供され使用されたサービスに対する24%の税率の源泉税、
- ・海外で提供されアルジェリアで使用されたサービスに対する17%の税率のVAT

1) 連絡事務所としての駐在員事務所

一般原則として、駐在員事務所はアルジェリア国内で利益の得る活動を行うものでなく、また所得を実現するものでもない想定されている。駐在員事務所の目的は単に準備的または補助的性格、例えば、情報の収集および普及、顧客との連絡等の活動を行うことである。

駐在員事務所の主な活動は、アルジェリア市場の調査である。駐在員事務所はこの活動のために商務省が発行する2年間（更新可能）の許可書を取得しなければならない。

2) 支店

アルジェリアでは2009年以降、外国法人が支店を開設することはできない。

7. 資産の評価

1) 固定資産

無形資産を含む資産の再評価を認めるいくつかの規定がある。ただし、その前に会計に与える以下の影響を知る必要がある。：

- ・2007年に承認された再評価に対する中立性の言及
- ・自由な再評価に対する課税

アルジェリア税法は、金融システム法が発効した場合、資産再評価益は最長5年間にわたり収益認識されると規定している。事実、政府は中間的な立場を採用している。

- ・2007年に認められた事と異なり税の恩典はない。
- ・全額および即時の課税はない。
- ・キャピタルゲイン繰り延べの可能性、従って5年にわたる課税の繰り延べの可能性はある。

事実、課税の繰り延べにかかわらず、再評価は経費がかかり、赤字企業もしくは法人所得税の対象とならない少数のグループを除き、実施を必要とするグループはほとんどないはずである。

資産再評価は、2006年の会計年度（2007年4月1日までに税務当局に申告されたもの）および大統領令公布日（2007年7月4日）から2007年12月31日までの間の貸借対照表上の資本についてのみ認められた。

2009年補正財政法の新しい規定は、キャピタルゲイン分の資本を減額し、それを配当にまわす投機的な施策を防ぐため、法人の資本の再評価による法定最低資本金を超える再評価益を凍結している。

もし、法人が投資促進の奨励策による利益を得た場合、法人の当初資本金に、統合された資本再評価剰余金を加えた金額が、法定最低資本金とされる。財政法第 28 条に基づき、監督機関の再評価を受けた法人の株式の処分により追加の登録料を支払うことになった場合、料金は 50%に決められている。

2) 棚卸資産

歴史的な理由から、多くのアルジェリア法人は、通常新品で多額の価値の交換用や予備部品の過剰在庫を抱えており、旧来の会計制度の規定では償却を勧めているが、償却がほとんどできていない。

FAS (financial accounting system) は、この規則 (IFRS にもある) の詳細を提供しながら確認している。従って、概念は新しいものではないが在庫の取り扱いについて法人の実務は変わる可能性が高い。

交換部品が特定の固定資産と関連しており、1 会計期間を超えて使用されると考えられる場合には、それらは固定資産とみなされ償却の対象となる。

資産がいくらかの価値を失った場合には、その資産はいつまでも元の価値のまま計上しておくことはできない。

8. 事業上の損金算入項目

1) 減価償却費

減価償却は、許容された限度内で実施されたものについては損金算入できる。すなわち、定額法、一定の例外として定率法、累進もしくは加速度定額法 (リース事業) に基づく償却の場合である。当該車両がその企業の活動のための主要な道具である場合を除き、企業が取得した車両の減価償却限度額は、100 万アルジェリア・ディナールの取得価額までとされる。新しい財務会計システムの導入に伴う再評価による追加の減価償却費は、その事業年度の損益の結果に反映される。

2) 不良債権

不良債権は、引当金 (広義の貸倒引当金) として構成されているため、引当金に適用される同じ条件が不良債権にも適用される。すなわち、損金算入の可能性は法的拘束力のある書類の提出による。

3) 引当金

以下の条件を満たす場合、引当金は損金算入が認められる。

- ・明確に特定でき、かつそれらが発生する可能性が高い状況にある損失または負担に直面していること。および、
- ・会計帳簿と財務諸表の両方に適法に記録されていること。

引当金もしくはその一部が、想定された目的のとおりに使われなかった場合、または次年度の会計年度中に目的をなくした場合には、当該会計年度の収益に取り込まれなければならない。

濫用的な引当金の設定は、課税所得の再計算 (増加) を招き関連する罰金の適用を受ける。引当金の損金算入は、しばしば法的拘束力のある書類の提出が条件となる。

4) 準備金

損金算入されるためには、準備金は、会計年度中に発生した事象の結果として、それが単なる潜在的なものではなく、可能性が高くなったものとして、明確に特定できる損失または負担と対応していなければならない。準備金は会計の中に表示され、法人所得税の申告書式の中の準備金の書類に記録されなければならない。

部分的な納税義務者にとり、預り VAT から仕入控除不可能な仕入 VAT（還付対象外）は、課税対象法人所得から控除（損金算入）可能な費用とみなされる。

5) 控除の一般的条件

損金算入を可能ならしめるためには、費用と繰延債務は以下の条件を満たさなければならない。

- ・法人の事業運営と直接的な利害関係にあること、またはアルジェリアで法人の通常の経営と関連していること。
- ・実際の費用に関連しており、十分な証拠で証明可能であること。
- ・純資産が減少する結果となっていること。
- ・それらが発生した会計年度の費用に含まれていること。

6) 社員、取締役、パートナーおよび株主への報酬

損金算入に関して一定の条件が満たされなければならない。従って、事業に直接割り当てられた施設の賃借料と同様、雇用関係のない第三者に支払った報酬は、法人所得税申告時に申告しなければならない。加えて、維持費および修理費は企業の固定資産や設備の維持に貢献すべきで、価値の向上にはつながらないものであること。役務契約が非居住の役務提供者を含む場合、源泉徴収が企業により契約金額に適用される。

7) 賃借料

賃借施設の賃借料および使用料は、法人の事業運営に割り当てられるべきである（事業運営に係る費用として損金算入される）。

8) 寄付金

法に基づき、助成金は付与された会計年度内にて課税される。

9) その他の損金算入可能な項目

- ・危険にさらされている資産を保護するための保険料は、損金算入される。科学機関や慈善団体への寄付は、利益の1%を上限として損金算入が可能である。
- ・原則として金融費用は損金算入可能。利子が非居住法人に支払われた場合、10%の源泉税が適用される。中央銀行の特別許可がある場合以外は、非居住外国人に利子の支払いはできない。
- ・2008 財政法に従って費用が発生した期に、企業が記録した売り上げの1%を上限に本社経費は損金算入可能。
- ・法人所得税そのものを除き、企業が支払った税金は、損金算入可能。罰金やペナルティおよび滞納にかかわる利子は、課税所得からの控除（損金算入）は認められない。
- ・人事に関する費用は、提供されたサービスの重要性の合理的な評価に基づき、実際の業務に対応していなければならない。

- ・仕入れは、仕入価格（購入価格プラス関連費用マイナス割引）で帳簿に記録されなければならない。

9. 税制優遇策

2006年以來、2007年1月11日付大統領令第07-08改正および補正に規定されたブラックリストにあげられていないすべての投資に対し、以下の優遇策が、自動的に付与されている。恩典を受ける資格を得るために、投資額が15億アルジェリア・ディナールを超えるものについては、国家投資委員会の認可が必要となる（条例の第9b）。

投資の実施に関連して付与された優遇策

- ・投資の実施に直接に使用される機器の輸入に係る関税の免除。
- ・アルジェリア原産を条件として、直接投資の実施に貢献する物品、サービスに対するVATの免除。この優遇策は欠如していた類似の国産品の製造が確立される場合にも付与される。
- ・投資の一部として行った資産取得の見返りとしての、資産譲渡税の免除。
- ・投資実施のために付与された資産に係る特典としての、租税および不動産登記費用の免除。

投資の運営にかかわる優遇策

投資の運営の下に優遇策が提供され、特に雇用創設を促進するよう設計されている。：

- ・投資家の勤勉により、事業運営が始まったということが税務当局に証明される場合、最高1～3年間の法人所得税および専門家活動税(TAP)の免除が与えられる。投資が100人の雇用を創設する場合は、3年間の免除が与えられる。
- ・事業開始時に100人を超える雇用を創出する投資に対して、この免除期間が3～5年間延長される可能性がある。これらの投資に適用される規定は、2009年7月26日付けでANDI(National Agency of Investment Development)に布告された。また操業開始時点で101人を越える雇用を創出するプロジェクトに対し、直ちに5年間の期間延長がされる。

雇用創出の条件は、South and Hauts Plateaux地区の特別基金が利用できる投資には適用されない。これらの優遇制度の恩恵を受けるための条件を満たすことに失敗した場合は、優遇策が取り消されることとなる。

DISPENSATORY スキーム への税制上の優遇措置

以下は、このスキームの優遇措置が享受できる。

- ・ 開発のために政府の特別の出資を必要とする地区で行われる投資
- ・ 環境の保全、天然資源の保護、省エネルギーおよび持続可能な開発に役立つとみられるクリーンな技術を用いる、国家経済のために特別な保証を適用する地域への投資

この特別制度は、より長い期間（10年まで）の免税を対象とする。免除の度合いはCNIと投資家との間の交渉となる。

上記に加え、免除を付与された金額を再投資する義務がある。

- ・ 2009年財政法に関して、すべての租税、関税および、ほかの便益の免除または軽減を受ける納税義務者は、免税または軽減の対象である開発期間に対応する利益の割合に応じて、再投資することを要求されている。再投資は優遇を受けた会計年度の終了日から4年のうちに行われなければならない。投資家は、国家投資委員会の判断で、この要件を免除されることもある。
- ・ 国営企業の外国パートナーは、生産された最終製品やサービスの価格に免税が反映されている場合には、再投資義務から免れる。この特典の利益を得るためには該当する法人は、それらの優遇措置の適用を受けるために、該当する利益の額と実現した時期を述べた証明文書で立証する必要がある。
- ・ この義務を順守しない場合は、結果は税務上の利益の返済と30%の税制上のペナルティの適用がある。

10. 欠損金の繰越制度

欠損金の繰越期間はわずか4年間である。

ただし利益が損失を吸収するのに十分でなければ、超過の赤字は赤字決算に続く4年目の年まで繰り越しできる。この期間の後、企業が赤字を出し続けているとしても欠損は申告されず、課税所得から差し引かれることができなくなる。

11. 源泉徴収税

- ・ 配当金：租税条約が適用可能である場合を除き、非居住法人および個人の非居住者に支払われる配当金は、配当支払会社による15%の源泉税が徴収される。
- ・ 利子：一般には利子は海外向けに支払うことができない。
- ・ ロイヤルティー：一般原則としてロイヤルティーの支払いは、24%の源泉税の対象となる。特例が、ソフトウェアのライセンス使用のためのロイヤルティーの支払いについて適用される。そのライセンスの使用のために支払われたロイヤルティーに適用される税率は、4.8%(80%の軽減)である。
- ・ 賃借料：賃貸はサービスとみなされ24%の税率の対象となる、ただし、リース会社と結ぶ国際リース契約の場合、60%の軽減があり適用レートは9.6%となる。
- ・ 経営管理料：20%の税率の対象となる。
- ・ 技術サービス料：サービスとみなされ24%の税率の対象となる。

12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー

法人としての性格を有さないジョイントベンチャーまたはコンソーシアム（共同事業体）は、法的事業体ではないグループに入れられる。このストラクチャーは2社以上の法人が第三者に対し連帯して契約に調印し実行する場合に利用される。商業登録に登録されず商業登録上の地位を持たない。

前述のとおり、グループ（ジョイントベンチャーまたはコンソーシアム）の設立を通じてアルジェリアで契約を履行しようとする外国法人は、上記のグループを通してアルジェリアでの存在を主張することができない。

従って、アルジェリアでの存在を主張するために、アルジェリア当局によりこの存在が法的存在か単なる会計上のものか認定され、アルジェリア法の下に設立された法人を用いて自身が独立した存在であることを証明しなければならない。

税務の観点からは、グループは透明性がある。各メンバーは個別に課税され、非居住法人に関してはPEを通じてアルジェリアに存在することとされる。

各メンバーへの課税は各々のアルジェリアでの活動の性質に基づく。

- ・役務契約：24%の源泉税が適用される。
- ・EPC および建設契約：法人所得税、専門家活動税(TAP)、VAT および見習研修税 (TAF=Taxe sur 'Apprentissage et la Formation so called in English: Apprenticeship and training taxes.)

といった一般法制が適用される。従ってグループの活動が利益を計上した場合、これは後にメンバーに割り当てられる、なぜならば、上述のとおり、グループ（ジョイントベンチャーまたはコンソーシアム）は、それ自体が仕事を遂行するものとされていないためである。

上記に加え、実際的な観点から、グループは通常、全メンバーの単一の事業体としてジョイント・ベンチャーレベルでの課税を避けるために組成される。

条例(改正済)の第4bにより、物品の製造およびサービスへの外国投資は、出資の51%以上を占める居住国民（内国民）パートナーとのパートナーシップ（合弁）を通じて可能である。国内の所有権は、複数のパートナー（株主）によることもできる。

パートナーシップ、匿名パートナーシップ、株式会社として設立されていない民事専門家パートナーシップは、理論的には法人所得税（CIT）の対象ではないが、本課税方式を選択する事ができる。

13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る税制

税務上の観点からは、支店は居住企業とみなされ、国内法人と同じルールが適用され、賃金への課税（IRG および社会保障負担）に加え、法人所得税、専門家活動税（TAP）、VAT、TAFの対象となる。注意すべき点は、外国為替統制の観点から利益は海外に移転できない。

駐在員事務所は、アルジェリアで利益を生み出す活動の実行、およびアルジェリアでの所得の実現を見込まれていない。従って、賃金の支払いへの課税すなわちIRGと社会保障負担費を支払うのみである。

III. 個人に対するその他の税金

1. 個人所得に係る税制

法律上の居住法人もしくは非居住外国法人にて働く現地（アルジェリア）国民および外国人被雇用者の間には、適用される税に関して違いはない。

従業員に給料を支払う法人はまた、その報酬に対する税（いわゆる IRG）を源泉徴収し、その支払いを行った日から 20 日以内に、月次税申告書（G50 様式）により、給与報告を税務当局に提出しなければならない。

原則として、外国人被雇用者もアルジェリア人被雇用者と同様に、以下の累進課税スケジュールに従い課税される。

月次課税所得枠表 Monthly taxable Income brackets (アルジェリア・ディナール建て)	Rates (%)
10,000 以下	0
10,001 ~ 30,000	20
30,001 ~ 120,000	30
120,000 以上	35

給与と賃金は、総合的な課税の軽減による恩恵は 40%に相当する。しかし軽減額は、年額 12,000 アルジェリア・ディナール以上 18,000 アルジェリア・ディナール以下である（あるいは月額 1,000 アルジェリア・ディナール以上 1,500 アルジェリア・ディナール以下もある）。しかし、月次払いベース以外のいくつかの手当ては、定率 10%の課税となっている。

自国の給与については最低額の規定はない。

外国人については、この外国人がアルジェリア源泉の収益を得る時に課税される。この場合、アルジェリアで仕事を始めるためには労働許可証が必要となる。

2. 個人に係るその他の税金

アルジェリアの給与労働者の税制

報酬以外の経済的利益、非月次ボーナス、祝儀には 10%の源泉税が課される。稼得した所得は、直接税第 104 条の規定に従いグローバル所得に対して以下の月次調整済累進課税率表が適用され、雇用者により源泉徴収されることにより最終課税とされる。

月次課税所得枠表 Monthly taxable Income brackets, (アルジェリア・ディナール建て)	Rates, %
10,000 以下	0
10,001 ~ 30,000	20
30,001 ~ 120,000	30
120,000 以上	35

納税額は軽減制度の適用の後に確定し、配偶者の有無にかかわらず、軽減率は月額 1,000~1,500 アルジェリア・ディナールの範囲内で 40%とされている。

外国からの駐在員の税制

アルジェリアでの活動に関して、受け取った給与にのみに課税される。非居住者が受け取る給与は、原則として、居住者が受け取る類似の収入に関するのと同じルールで課税される。

しかしながら、2010 年財政法までは、外国企業で外貨の給与を貰う従業員で一定の分野に属し、技術的および監督業務を行いかつ労働許可証を持っている者で、毎月の総月収が 8 万アルジェリア・ディナール以上の場合、グローバル所得税として、控除なしの 20%の月次の源泉徴収の対象となっていた。

この源泉徴収税は、1993 年 7 月 4 日の省令に記載された 37 の指定された部門で行われた活動に対して適用された。2010 年財政法はこの税制を廃止した。それ以後、外国人の給与は標準制度の下で課税されるべきものとなった。言い換えれば、居住者の給与と同じように、総所得課税制 (IRG) の尺度で課税される。

3. 付加価値税 (VAT)

1) 課税対象となる取引

VAT の仕入控除の基本原則は、その税 (購入時に支払われる VAT) が課税対象事業のコスト要素として負担させられている場合は、この事業に適用される税 (売上時に徴収する VAT) から控除される。VAT はサービス活動においては現金ベースで計算・支払いが行われる。

VAT は 1992 年に導入され、すべての販売事業、建設工事、サービスの実施および輸入、それらの事業に携わっている者の法的立場に関係なく、また彼らのほかの税制の法律に含まれる規定に関して、置かれた状況を考慮することなく適用される。

2) 税率

標準税率は 17% で、低減税率が適用される制限リストの品物やサービスには 7%。売りに係る VAT は、顧客から徴収する。

医薬品のような品物には完全免税が適用される。

7% の低減税率は、特定の物品、製品および原材料、ならびに取引高税法 (Turnover Tax Code) 第 23 条により、特別に規定された一定の事業に適用される。

例えば、LPG、燃料のために使用される機器の VAT 税率は、2006 年財政法で軽減され、燃料消費を調達可能でよりクリーンなエネルギー源、すなわち天然ガスとプロパンガスに向けさせるよう意図した。

国内で行われる取引については、これらの税率は VAT それ自身を除いて、すべての経費、関税や税金を含めた商品、作業およびサービスの価格に適用される。

石油製品、建設工事、商品の自己納入や利権の所有者により実施される作業、運送業代理店、従属会社、そして不動産や事業の売却に関与する事業者などに関連する事業について、課税標準を決定するための特別なルールが設定されている。

輸入品に対しては、通関価格に関税、VAT 以外の税金を加えた金額（課税標準）に税率が適用される。

添付 1 (Annex 1) 参照。

4. その他の税金

給与に対する課税

給与には、棒給、補償金、報酬、給与、年金および終身年金が含まれる。加えて、LLC（有限責任会社）の少数持分パートナー株主に割り当てられた補償、個人的および第三者のための在宅労働者に対する給与、ならびに個人ベースで行う非月次臨時ボーナス、謝礼および報酬は給与とみなされる。

課税所得は、年金、終身年金および受益者に支払われた予備的な支払い、なびに彼らに与えられる現物給付（食料、住居、暖房、照明など）で構成される。

年金や退職金基金の創設、給与所得者の負担する社会保障費、家族手当、労災補償として支払われた一時的な便益と終身年金、旅費や使節手当、地域手当、若者の雇用促進のための計画の一部として支払われた給与やその他の報酬、法律や条例の救済関連で支払われる退職金、失業手当、そして便益や手当および保険金は個人の課税所得から除外されている。給与は上述した IRG のみの対象となる。

IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約

1. 法人税

1) 登録

事業者登録取得後、法人はすべてのアルジェリアの行政府により求められている企業印（シール）を準備する必要がある。

法人は、活動を開始してから 30 日以内に、納税者証明書“*Certificat d'existence*”および税務認証カード“*Carte Fiscale*”を取得するために、税務登録を進めなければならない。

法人の納税者証明書は 1~2 週間以内に届けられる。法人の税務認証カードは、その後 4~6 週間以内に届けられる。法人は、納税者証明書を受け取り次第、月次の納税申告書の支払い手続きをとらなければならない。

PE は、契約調印後 1 カ月以内にアルジェリア税務当局に登録されなければならない。そして、国内法人と同じ条件で、実際の所得に基づいて会計記録を作成し、月次および年次の納税申告書を提出しなければならない。

登録は、企業の住所を管轄する地方税務局で行われるべきである。税務登録はすべての種類の事業体に適用される。

2) 税務申告および納税

納税：

企業利益への課税は、本社または主な施設が位置している場所で登録されている法人名で申告される。

年次損益計算書は、遅くとも毎年 4 月 30 日までに提出されなければならない。企業が損失を被った場合は、赤字の金額は同じ条件で申告されなければならない。

会計年度の赤字は、4 年目の年を含む以後の会計年度の利益から控除することができる。利益に対する損失を相殺する選択は、この 4 年間のうちに与えられており、法人は最も古い損失から順番に控除するために掲示しなければならない。直接税第 147 条の規定と類似税の規則は 2010 年財政法改正・補正によるものである。

アルジェリアの法律の下で設立された法人による税金の支払いは、前年度の所得に関する税の 30% ずつ 3 回の予定納税で行われる。その年度の実際の年税額と予定納税額の差額は、納税者が自発的に行う。

新設法人の場合、分割払いの各回分の支払金額は、払込資本金の 5% の予想利回りに基づき計算された税額の、30% 相当額を各予定納税額とする。

注：2010 年財政法では、医薬品の輸入および卸売り販売に対する税を設けた。5% の税率による課税は、再販売のために購入した輸入医薬品の輸入業者や卸売業者の純利益を課税標準としている。

専門化活動にかかわる税金 (TAP)

TAP は、それが交付されている地域社会の主要な税収源となっている。TAP は、総売上高または総収入から税金を控除した金額を、課税標準として課される専門家の活動にかかる税金である。

法人が法人所得税の納税義務を負う場合、TAP はアルジェリアでの売り上げに基づいて計算される。同じ企業の部門間での事業は TAP の適用範囲から除外されている。

申告

まず、法人所得税の納税義務を負う企業は、会計の義務を満たさなければならない。それらは、とりわけ、2010 年 1 月 1 日の発効以来、現在の財務会計システム (CFS)

(65 国家会計計画(NCP)が CFS の導入発効までは適用されていた) に関して、有効な法律および規則に従い、会計記録の保持と税務当局による要求に応ずるための会計書類の提出、ならびに税務当局の最低 10 年の調査権限への対応のための見積もり、記録、文書およびデータの保管を含む。

納税者は、活動を始めてから 30 日以内に営業を行っている場所のある地域を管轄する税務当局に、存在の報告書 (a declaration of existence) を提出しなければならない。

法人の譲渡や清算の時は、支払うべき税金は課税されていない所得をもとに、査定され計算される。

3) 罰則および不服申し立て

法人所得税の年次税務申告が、法定期限（当該年の翌年の5月1日前まで、すなわち4月30日まで）に提出されない場合、法人所得税の年税額と予定納税額の差額の支払い遅延に対する罰金は、以下のように適用される。

- ・10%の罰則率：遅延期間が1カ月を超えない場合。
- ・20%の罰則率：遅延期間が1カ月を超え2カ月に達していない場合。
- ・35%の罰則率：DGE から送付される法人所得税申告書を提出するよう要請する、受信確認付き書留郵便による通知の受け取りから、30日以内に法人所得税年次申告がDGEに提出されない場合。

2. 個人所得にかかわる税金

1) 登録

個人所得に関しては特定の登録はなく、雇用者は、IRGを源泉徴収する責任がある。

2) 税務申告および納税

納税

アルジェリア人の労働者の場合：支払う税額は、納税者の配偶者の有無にかかわらず、減額は40%までで、かつ毎月1,000～1,500アルジェリア・ディナールの範囲内と決められている調整の適用後に計算される。

外国企業で外貨の給与を貰う従業員で、一定の分野に属し、技術的および監督業務を行いかつ労働許可証を持っている者で、毎月の総月収が最低8万アルジェリア・ディナールの場合、グローバル所得税として控除なしの、20%の月次の源泉徴収の対象となっている。支払われるべき税金は、下記の詳細のとおり、給与支払い後20日以内に毎月の所得税申告書（G50様式）に記載して提出する必要がある。

申告

個人所得について法律は、すべての純所得のカテゴリーを基に算出した“グローバル所得税”と称される年税を規定している。

従業員に給料を支払う法人はまた、その報酬に対し、いわゆるIRGといわれる税を源泉徴収し、その支払いを行った日から20日以内の月次税申告書（G50様式）の提出時に、給料報告を税務当局に提出しなければならない。

3) 罰金と不服申し立て

中央上訴委員会は、異議申し立ての手続きに関する国の最高機関であり、DGEの監督下で納税者が関与する直接税とVATに関連する紛争を管轄する。

DGEの監督の対象に該当しない納税者については、権限のある委員会は、係争調停の規模に応じてDaira委員会、Wilaya委員会もしくは中央委員会となる。詳細については添付1（Annex 1）参照のこと。

3. VAT

1) 登録

VATに関しては、特定の登録はない。法人はすべての税について一つの登録が必須とされている。

2) 税務申告および納税

納税

すべてのVATの対象となる法人は、収税事務所に徴収したVATの詳細を付してG50様式と称される毎月の税務申告書を、徴収した月から遅くとも20日以内に提出し、その税額を支払うことを求められている。

VAT納税者は、各月の最初の20日以内（もしくは簡略化された四半期ごとの申告を行うスキームの対象となる納税者の場合には、四半期ごと、暦年の各四半期の翌月の最初の20日以内）にVATの納税額を申告し、納付額（もしくは“*précompte*”）がある場合には、その税額の納付を求められている。収益の計算書は、申告書と一緒に提出しなければならない。このために提出された様式は、ほかの税の申告としても機能する。VATは月次ベースで支払われる。

申告

VAT納税者は、さまざまな義務を満たさなければならない。事業開始後30日以内に管轄当局内の税務当局に、存在の申告（*declaration of existence*）を定款（法人の場合）および商業登録の写しを、その補足資料としても提出しなくてはならない。その後開設された支店もしくは代理店についても、同様の申告が行われなければならない。

VATは売上請求書に明記されなければならない。これらの書類は、この目的のために制定された規定条項に準拠して作成されなければならない。

彼らの会計は、商法および国の会計表（*System comptable financier SCF*）の規定を尊重しなくてはならない。この新しいシステムはIFRSを取り込み、互換性がある。

事業活動を終了する場合、活動の停止後10日以内に管轄当局の税務当局に対し申告を行わなければならない。

3) 罰則および不服申し立て

申し立て

上記の IV- 2 -3 参照。

罰金

税額の支払いがあるG50様式が法定期限すなわち、当該月の翌月の20日の後にDGEに提出された場合、申告税額に対し15%（その月の21日と30日の間に行われた遅延支払いに対して10%、G50の提出の遅延に対する5%からなる）支払遅延の罰則が適用される。

支払遅延罰則は、1カ月遅延するごとに3%増加する。このため、支払遅延罰則は35%にまで達する可能性がある。

4. 租税回避防止規定

1) 移転価格

アルジェリアの移転価格税制は、2007年財政法により制定されたアルジェリア直接税法の第141条に詳しく記載されている。

この後者は、二つの関連会社が、独立した企業間で結ばれるであろうものとは異なった条件で契約を締結した場合、そして、アルジェリア居住法人に計上されるはずの利益がこの条件を原因として計上されなかったときは、その利益をアルジェリアの居住法人の利益の中に入れて課税すると規定している。

上記の条項は、2010年補正財政法により以下のように完成した。

「以下の方法で、直接国外に所在する法人に移転された利益を基準に課税標準に含められる。

- ・販売価格の減少または購入価格の増加する方法
- ・過剰な使用料の支払いが何も見返りに支払わない方法
- ・金利なしまたは低減レートによる貸し付けを供与する方法
- ・融資契約に記載する金利の放棄する方法
- ・提供されたサービスに不釣合いの利益の供与する方法
- ・その他の方法」

これらの要素は、課税所得の決定を可能にする。これらの要素が利用できない場合、税務管理当局は、その権限内で利用可能な要素で、もしくは類似企業の通常業務の条件下での課税所得との比較を行うことで決定する。

税務管理当局は、法人から証拠を求める権利を有する。

上記に加え、2013年以来、DGEの管轄下にある法人は、2010年、2011年および2012年の実行した取引に使用した価格を正当化する移転価格文書を、年次税務申告と同時に提出する必要がある。

2) 過少資本に対する規制

アルジェリアには過少資本についての規則はない。

5. 二重課税回避のための協約

アルジェリアが署名した租税条約は、個人が二つの署名国の居住者であり、両方の国の有効な法律に従っている場合、居住地を決定する上で適用される独自の基準を持っている。一般的に、アルジェリアの条約は、OECDのモデル条約の一連の基準を採用している。それらは、住居の所在地、対象が持つ人的経済的關係が、最も密接な場所、常用の住居の場所および個人の国籍である。

現在、アルジェリアは発効済みの条約を、以下の国々と結んでいる。：

オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、イタリア、レバノン、モロッコ、ポルトガル、ルーマニア、韓国、スペイン、スイス、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、およびイエメン

加えて、アルジェリアはまだ発効していない条約を締結している。：

アラブ・マグレブ連合、エチオピア、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、クエート、マリ、ニジェール、オマーン、ポーランド、カタール、ロシア、シリア、ウクライナ、およびベトナム

V. 報告義務および監査報告

1. 申告する書類および記録

期間は 10 年間に固定されている。

税務調査の通知を受領した日から最低 10 日間の準備期間が、会計記録を収集するために、納税者に与えられなければならない。

しかし、税務調査官は納税者が監査通知を受領後すぐに、事業の物理的要素（在庫、長期資産と現金関係）に関する事実確認や会計関係書類の存在や状態についての調査を実施することができる。

報告書は、納税者またはその代理人と監査人による事実確認調査の最後に作成されなければならない。

2. 認められた会計実務

2010 年 1 月 1 日から、新しい勘定科目一覧表および会計基準一式が、アルジェリア法人により導入されなくなりました。

‘FAS’ はフランス国立会計審議会との緊密な連携で、アルジェリア国立会計審議会 (CNCA) によって考案された。このシステムは、複数の構成要素から成り立っている。

- ・ IFRS の強い影響を受け、以前よりもはるかに詳細な会計基準一式
- ・ アルジェリアのいくつかの特性を維持しつつ、現在フランスで使われている ‘PCG’ 勘定科目一覧に大きく傾倒している、近代化された勘定科目一覧
- ・ いくつかの原則または正式な義務の導入、つまり連結と会計付属書類

従って、アルジェリアでは ‘FAS’ は単なる IFRS の採用ではなく、法人組織および事業の遂行と同様深く会計慣行を変える可能性を秘めている。

新しいシステムは、新しい必要性和可能性を引き起こしている。

- ・ 再評価を繰り返す可能性のある ‘適正価値’ の導入
- ・ 特に正確な財政状態の状況の提示に重点を置いた、法人や法人グループ間の一層の ‘財務の透明性’
- ・ 内部および外部監査の重要性の強調

3. 会計監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書

用語：フランス語およびアラビア語

財務諸表を作成するすべての法人は、監査済財務諸表と取締役の報告書を準備する必要がある。それは、会計年度終了日後 6 カ月以内（すなわち 6 月 30 日まで）に株主総会の承認を受けなくてはならない。詳細については添付 2 (Appendix 2) 参照。

4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書

詳細については添付 2 (Appendix 2) 参照。

5. 公認監査人の雇用

公認会計士は雇用ではなく任命となる。

株主総会は、国の専門協会の登録会員の中から 1 人もしくは数名の法定監査人を、3 年間指名する必要がある。

監査人の普通の役割は、いかなる方法によっても企業の経営に干渉することなく、企業の帳簿および資産を監査し、企業の財務諸表の信憑性と正確さを管理することを含む。

監査人はまた、場合に応じて、取締役会または経営会議の報告書に含まれている情報と、そして株主宛の文書の中の企業の財政状態と経理に関して、その信憑性と正確性を確認する。

監査人は、企業の損益計算書と貸借対照表の在庫の真実性と正確性を認証する。法定監査人は株主平等の原則が尊重された事を確認する。

監査人は、一年中いつでも、必要と判断されれば検証と監査を実施する。

監査賓はまた、臨時株主総会を招集することができる。

参考資料

Direct code and assimilates taxes

Indirect tax code

Tax procedure code

Tax on turnover code

Commerce code

添付 1 (Annex 1)

Daira 委員会は、直接税および調整後の付加価値税の金額が 200 万アルジェリア・ディナール以下の場合にのみ管轄権を有する。

Wilaya 委員会は、上述の金額が 200 万アルジェリア・ディナールを超え 2,000 万アルジェリア・ディナール以下で既に主管機関が判断を下しているか、Daira 委員会の判断が訴えられている場合にのみ管轄権を有する。中央委員会は、直接税および VAT の調整額が 1,000 万アルジェリア・ディナールを超え、一般論として、調整額が 1,000 万アルジェリア・ディナールを超えるすべての場合（財政法参照）に管轄権を有する。

委員会は DGE ディレクターの判断の通知日から 2 カ月以内に、もしくはディレクターが決定を出せなかった場合、その 6 カ月の期限が切れた時点からから 2 カ月以内に、請願を受けなければならない。

申し立てを持ち込む場合、法人は特定の手続きを順守しなければならない、それは以下の手順のとおりである。

第 1 段階：税務行政での事前手続き

この段階では、課された税金の有効性もしくは金額に異議を唱えて訴状を提出した法人は、受取権を持つ当局に追加課金の 20% 相当分を支払うことにより、その課金のうちの係争中の部分の支払いを引き延ばすことができる（“Sursis légal de paiement”）。

第 2 段階：審査委員会 (LA COMMISSION DE RECOURS) への控訴

第 3 段階：行政裁判所 (LE TRIBUNAL ADMINISTRATIF) での手続き

審査委員会への控訴手続きは、裁判所への付託後に行うことができないことに留意すべきである。以下は、委員会への控訴手続きの説明である。

訴えは、第 1 段階での税務行政庁の下した決定を受領した日から 4 カ月以内に、中央上訴委員会の委員長宛に提出することができる（CFP 第 80 条）。

20%の支払い

委員会への控訴は支払いを一時停止させない。しかし、審査委員会を取り込んだ申し立ては、2 度目の法的支払いの繰り延べにならないかどうかについては、決定された追加課税の残りの支払いは、委員会の決定まで延期することができ、そして支払延期は、再び残りの訴訟の対象となっている追加税額や罰則の 20% に相当する金額を支払うことによって可能になる（CFP 第 80 条）。

権限のある当局が決定するための期限

審査委員会は、訴えが提出された日から 4 カ月以内に、訴えの照会に対して明示的に訴えに言及して、拒絶または受理することにより返答をする必要がある。委員会がこの期間内に決定しない場合、この沈黙は控訴の暗黙の拒否を意味する（CFP 第 81 条）。

委員会により交付された意見に基づき、救済の金額の特定または免除が付与されなければならない。免除となった場合は、委員会の会合の終わりに議長により企業に伝えられる。

当該決定は、1 カ月以内に適切な方法で、Wilaya の税務ディレクター、税務署長もしくは最寄の税務事務所の長、あるいは DGE のディレクターによって企業に通知される。

添付 2 (Annex 2)

以下は、財務諸表を作成するすべての法人に適用される。

報告カレンダー-Compliance Calendar					
課題	Task Type	概要と詳細	Summary & Details	頻度	期限
財務	Financial	1. 監査済みの財務諸表、取締役の報告書の準備		毎年	6月30日 会計年度終了日 (12月31日) から6カ月以内
企業	Corporate	2. 監査済財務諸表および取締役の報告書の株主総会による承認		毎年	6月30日 会計年度終了日 (12月31日) から6カ月以内
<p>複数の株主がある場合、物理的会合が必要。会合日は手書きではなくタイプ入力で作成されなくてはならない。株主が1人の場合、会合要件を省略しての決議は許容される。会合の通知期間の定めはない。</p> <p>企業承認の期限延長のためのオプションがある。</p> <p>承認された財務諸表と署名済みの議事録および決議録（3部の原本）、（アラビア語とフランス語併記で会社印の押捺）が、地元の弁護士により承認後1カ月以内にアルジェリア通商登記所(CNRC)に提出されなければならない。</p> <p>登記遅延の罰金は、DA10万。また、以下を除いて、登録に失敗した会社の国家不正登記所への登録の可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> —投資の促進に関連する所得税および関税についての有利な点 —税務当局、税関および通商当局から付与された便宜 —公共関係契約の入札 —外国貿易事業 					

FAS は、国際ルールや基準に応じて財務諸表（F/S）の作成を列挙している。全体を形成するこれらの財務諸表は、以下の要素を含む。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・キャッシュフロー計算書
- ・株主資本変動計算書
- ・会計規則や会計処理の方法、勘定明細および簿外の構成要素を記載した付属書類

チャートの内容や表示は、標準様式に基づいている事を前提に厳密には適用されない。引当金は簡潔に最も短い説明で表示されている（例：最小限の情報の一覧は、損益計算書や貸借対照表などに含まれることになるなど）。

しかし、移行を容易にするために、チャートの例は詳細規格の付録 1 に提供されており、適応可能である。これらのチャートは以下の項で分析される。

プロジェクトは、必要な比較データの作成の条項を含んでいる。

損益計算書は、実際に IFRS にあるとおり‘その由来’（過去をみる）または‘配分により’（売上原価、商業原価など）表示される。

キャッシュフロー計算書については、‘直接’モデル（営業および財務キャッシュフローに基づく）と‘間接’モデル（会計利益とキャッシュフローから始まる）の間で選択が可能。

最後に、FAS は、適用する主な会計規則の提示、契約上の義務や説明を伴う重要な事項についての詳細に、IFRS の推奨に非常によく似た実際の付属書類に関する条項を含んでいる。